

## 「体験活動日（ラーケーション）」利用について

### 1 「体験活動日」とは

生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で設定する日である。

ただし、体験活動については、必ずしも保護者の同行を求めるものではない。

### 2 内 容

年5日以内に限り、保護者の申請によって、生徒が登校しなくても欠席としない日を設定する。

### 3 申請方法

保護者から学校へラーケーション取得希望の電話連絡をし、本校所定の申請書を担任から受け取り、保護者署名を付して原則1週間前までに担任に申請する。

### 4 実施時期

本校では「体験活動推進日を設定することができない日（期間）」を次のように定める。

- ・ 4・5月（年度始めの学校生活リズムに慣れるため）2・3月（登校日が少ないため）
- ・ 定期考査1週間前1週間後まで
- ・ 始業式、終業式、卒業式、文化祭、クラスマッチ、芸術鑑賞会等の学校行事がある日
- ・ 健康診断実施日
- ・ その他、学校が必要と定める日

### 5 その他

- ・ 生徒及び保護者は、茨城県が作成する「パンフレット」「リーフレット」「体験活動推進日カード」を利用し、体験活動を計画する。その際、活動のリスクに応じた備え（保険加入等）をしておくこと。
- ・ 指導要録及び調査書等における扱いについては「出席停止・忌引等」とする。
- ・ 学校は学びの保障について、生徒一人一人の学習状況に応じて、欠席や出席停止・忌引等で登校しなかった場合と同様に対応する。
- ・ 生徒は、体験したことについて、保護者や友人と話し合うなど、活動の振り返りを行う。